

地方自治についての憲法上の論点

地方自治についての憲法上の論点

(1) 地方自治の本旨

WT案(第92条)

- 1 地方公共団体の住民は、国民主権の原則並びに、生命、自由及び幸福を追求する権利に基づき、自らの意思により地方自治に参画する権利を有する。
- 2 地方公共団体は、住民の参画と福祉の増進に努めるべく、住民に身近な公共的事務について処理する固有の権能を有する。
この権能は、国政において尊重されなければならない。
- 3 地方公共団体は、基礎的な地方公共団体と、これを包括する広域的な地方公共団体及びその他法律で定める特別の地方公共団体とする。

【案1】

- 4 国は、原則として、国家の存立に関する役割及び全国的な視点を必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。

【案2】

(国の役割をさらに限定する場合)

- 4 国は、国家の存立に関する役割及び全国に統一して実施すべき施策の標準的な水準を提示する役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。
- 5 地方公共団体の組織及び運営に関する共通的な事項は、前4項の規定に従い、法律でこれを定める。

地方自治についての憲法上の論点

(1) 地方自治の本旨

各知事意見について

- 国民主権の原則に基づき住民自治が行われることを明確に規定する。地方自治の本旨の内容を明確化するため、住民自治（第1項）及び団体自治（第2項）をそれぞれ別条の規定とする。

【第92条（住民自治）】

地方公共団体の住民は、国民主権の原則に基づき、自らの意思により地方自治に参画する権利を有する。

【第93条（団体自治）】

地方公共団体は、国民主権の原則に基づく、住民の付託を受け、住民の福祉の増進に資する事務を処理する固有の権能を有する。この権能は、国政において尊重されなければならない。

- 国民主権の原則と幸福追求権との関係性を整理し、国政における地方自治の尊重規定を明確化する。

【第1項】

地方公共団体の住民は、国民主権の原則に基づき、地方自治に参画する権利を有し、生命、自由及び幸福を追求することができる。

【第2項】

地方公共団体は、第13条の趣旨を尊重し、住民の参画と福祉の増進に務めなければならない。

【第3項】

地方公共団体は住民に身近な公共的事務について処理する固有の権能を有する。この権能は、国政において最大の尊重を必要とする。

地方自治についての憲法上の論点

(1) 地方自治の本旨

各知事意見について

- 第4項（案1、案2）に次のように後段を加えて、国の専管事項であっても地方が関与できる規定とする。

【第4項 追記】

この場合において、国は、地方自治に影響を及ぼす制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性に十分配慮しなければならない。

- 国と地方公共団体との間における適切な役割分担について協議を行う規定とする。

【第4項】

国は、原則として、国家の存立に関する役割及び全国的な視点を必要とする政策を担い、その他の役割については、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう国と地方公共団体が協議するものとする。

議論のポイント

- ・ 国民主権の原則と幸福追求権との関係性について
- ・ 地方の自主性及び自立性が十分に発揮される国との適切な役割分担について

地方自治についての憲法上の論点

(2) 地方公共団体の機関、直接選挙

WT案(第93条)

- 1 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- 2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

各知事意見について

- 小規模地方公共団体での導入などがイメージされるシティマネージャー制などを含め、多様な統治形態を保障する規定とする。

【第3項 新設】

法律で規定する（小規模な）地方公共団体においては、第92条の趣旨に基づき、前2項の例によらず、法律の定める機関を設置することができる。

地方自治についての憲法上の論点

(3) 地方公共団体の権能(条例制定権)

WT案(第94条)

- 1 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
- 2 国会が法律を定めるにあたっては、第92条の趣旨を尊重しなければならない。

各知事意見について

- 条例制定権の権能をより明確化し、地方の自主性及び自立性が発揮できる規定とする。

【第1項】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律に反しない限り条例を制定することができる。

- 地方公共団体固有の権能の範囲内の事務については、地方の責任において対応することとし、法律による制限規定を削除する。

【第1項】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、条例を制定することができる。

議論のポイント

法律と条例との関係性について

地方自治についての憲法上の論点

(3) 地方公共団体の権能(財政権①)

WT案(第95条)

- 1 地方公共団体は、その運営に必要な財政を処理する権限を有し、固有の財源として、その地域において、条例に基づき、税を課し、徴収することができる。
- 2 国は、地方公共団体が標準的な水準における行政を実施するために必要な財源を保障しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体に財政上の支出をするにあたっては、その支出の基準を第92条の趣旨に基づいて法律でこれを定める。
- 4 地方公共団体は、自らの財政権に基づく歳入・歳出の決算について、地方公共団体が設置する独立の検査機関による検査を受けなければならない。

各知事意見について

【地方税財源の在り方】

- 地方税財源の自立・独立を憲法上に明記する。
- 課税自主権については、税財政基盤が脆弱な地域の実情等に十分配慮できる仕組みが必要。

地方自治についての憲法上の論点

(3) 地方公共団体の権能(財政権①)

各知事意見について

【地域間格差の是正】

- 国の役割であると規定する。

【別条新設】

国は、地域の格差の是正に努めなければならない。

- 配分過程への地方公共団体の参加を法律で保障する。

【第2項】

国は、第92条に基づき、地方公共団体が標準的な水準における行政を実施するために必要な財源を保障しなければならない。その財源は地方公共団体の共同の財源とし、その配分過程への地方公共団体の参加を法律で保障する。

- 地方公共団体間で行うものとする規定する。

【第2項】

国は、地方公共団体が標準的な水準における行政を実施するために必要な財源を保障しなければならない。なお、財政調整については、地方公共団体間で行うものとする。

議論のポイント

地方税財源のあり方と地域間格差の是正について

地方自治についての憲法上の論点

(3) 地方公共団体の権能(財政権②)

WT案(第84条)

- 1 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。
- 2 地方公共団体は、法律の範囲内で条例により、租税を課し、又は現行の租税を変更することができる。国は前項の法律を定めるにあたっては、第92条及び第95条の趣旨を尊重しなければならない。

各知事意見について

- 地方公共団体の課税権は、国税との調整において一定の制約を受けるが、基本的には条例により課税できることを明記すべき。
- 条例制定権の権能をより明確化し、地方の自主性及び自立性が発揮できる規定とする。

【第2項】

地方公共団体は、法律に反しない限り条例により、租税を課し、又は現行の租税を変更することができる。国は前項の法律を定めるにあたっては、第92条及び第95条の趣旨を尊重しなければならない。

議論のポイント

税における国(法律)と地方(条例)との関係性について

地方自治についての憲法上の論点

(4) 特別法の住民投票等

WT案(第96条)

- 1 国は、法律の定めるところにより、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施にあたっては、地方公共団体を代表する機関との協議の場を設置しなければならない。
- 2 地方公共団体は、国及びその他の地方公共団体からの、法律、命令、規則、条例、その他の関与について、裁判所による裁判を受ける権利を有する。
- 3 特定の地方公共団体及びその区域のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

各知事意見について

- 国と地方の協議の場の設置規定である第1項に替えて、「地方自治に関係する法律を制定する際は、独立性の高い法令審査機関の審議を経る」との趣旨を盛り込む。

【裁判を受ける権利について】

- 法体系全体に関わることであり、地方自治に限らず幅広い議論が必要。

- 具体的な制度となるよう法律に規定する。

【第2項】

地方公共団体は、国及びその他の地方公共団体からの、法律、命令、規則、条例、その他の関与について、裁判所による裁判を受ける権利を有し、その裁判に関する事項は、法律でこれを定める。